

住民税非課税世帯等への 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援 給付金事業等関連の補正予算の 専決処分を承認

岐阜県子育て世帯負担軽減給付金のご案内

子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します。

岐阜県では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で原油価格等の高騰に直面する子育て世帯を支援するため、県内に在住する0歳から18歳までの児童を養育する支給対象の皆さまに「1世帯あたり1万5千円の一時金」を支給することとしました。

- 1. 支給対象者**
次のいずれかに該当する方に支給されます。(ただし、令和4年10月31日時点で、岐阜県内に住所を有していることが条件です。)
①令和4年11月分の児童手当(本則給付)の受給者
②令和4年10月31日時点で高校生等(平成16年4月2日～平成19年4月1日生まれ)の児童の主たる養育者(保護者の所得が児童手当(本則給付)の支給対象となる金額と同等未満の場合)
- 2. 給付額**
支給対象者1人につき、1万5千円です。
- 3. 支給時期**
対象の方には、12月中旬以降から順次支給を開始します。詳しい支給時期については、随時お知らせします。
- 4. 申請方法**
①令和4年11月分の児童手当を神戸町から受給する方は原則**申請不要**です。給付金を希望しない場合のみ、受取拒否の届出が必要となりますので必要事項を記入の上、返送してください。
②上記①以外の方(公務員の方、高校生のみを養育している方等)については、**申請が必要**です。給付金のご案内・申請書等を送付しますので、必要事項を記入の上、**令和5年1月31日(当日消印有効)**までに返送してください。

裏面に続きます。

住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ **神戸町**

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(5万円/1世帯)のご案内
受給には手続きが必要です

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(1世帯あたり5万円)は、住民税均等割非課税世帯や令和4年1月から12月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額	給付金の支給時期
1世帯あたり5万円	申請書類となる確認書(または申請書)を受取した日から2週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにおいてまる世帯)

- 世帯全員の令和4年度「住民税均等割が非課税」の世帯
- 令和4年1月～12月の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯(家計急変世帯)

お住まいの市区町村から確認書が届きます(要返送)
*一部申請が必要な場合があります

令和4年9月30日時点で住民登録のある市区町村から確認書が送付されます。

給付金の支給手続き「I」へ

申請が必要です

申請期間: 令和4年11月1日(火)～令和5年2月15日(水)

申請時点で住民登録のある市区町村に申請する必要があります。

給付金の支給手続き「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

承認された給付金事業のチラシ

令和4年第7回臨時議会は、11月21日に招集され、1日の会期で行われた。一般会計補正予算(専決第1号)の専決処分の報告を受け、承認した。また、一般会計補正予算(第5号)ほか1議案について審議し、原案のとおり可決して閉会した。

一般会計補正予算(専決第1号)の 専決処分を承認

一般会計予算は、8800万円が追加され、総額6億7050万円となった。

歳出は、国の支援策として、9月20日に閣議決定された「物価・賃金・生活総合対策」により、住民税均等割非課税世帯に対して、1世帯あたり5万円の給付金の支援が決定されたため、その関連経費として6250万円を計上した。

また、県の子育て世帯負担軽減対策として、高校生世代までの子育て世帯に対し、1世帯あたり1万5千円の給付金の支給が決定されたため、その関連経費2550万円を計上した。

これに対する歳入は、国庫補助金6250万円、県補助金2550万円である。

その他の議案

・専決処分の報告

※専決処分とは
緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がない場合などに、議会が議決すべき事項について、町長が意思決定すること